

令和4年度調達等合理化計画の実施結果

1. 令和4年度調達等合理化計画における実施結果

○重点的に取り組む分野について

	取り組み内容（括弧は評価指標）	実施内容（下線は評価指標に対応する取り組み）
（１）随意契約の適正化に関する取り組み	<u>①適正性の審査・点検</u> 引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないものについては、令和4年度においてもその理由等について機構内で審査する。	・ 概算金額が随契限度額以上の案件については、経理部職員で構成している契約審査チームで審査。 さらに概算金額が 3,000 万円を超える案件については、機構内の管理職級で構成している契約審査委員会で審査し、競争性のない随意契約によらざるを得ない調達であるかの審査を行っている。
（２）一者応札・応募の低減に向けた取り組み	<u>①入札説明書の電子交付等</u> 応札者や応募者を増やすための改善取り組みとして、これまで運用している、入札説明書の電子交付、郵便入札を継続する。	・ 全ての入札案件について、入札説明書の電子交付を継続。 ・ 郵便入札制度を継続。 ・ 電子入札システムの導入。 これまで、紙（又は事前に提出された郵便）により、機構現地において入札会を実施していたが、新たに電子入札システムを導入し、令和 5 年 6 月以降に運用開始。
	<u>②調達情報の発信</u> 競争性を高めるために、これまで実施している公告後の応札候補者への声掛け・業界団体への周知依頼、調達情報メールマガジン及び機構ホームページにおいて年間調達予定情報の公表を継続する。	・ 調達情報メールマガジンを継続。 ・ 機構ホームページに令和 5 年度年度当初及び工事の調達予定情報を掲載。 ・ 建設専門新聞（Web 版）に工事案件の入札公告を掲載。
	<u>③仕様書等の見直し</u> 仕様書や要求事項が過度の内容となっていないか、また、公告時期の見直しや業務実施時期を点検し、参入機会の確保など、必要に応じて引き続き改善する。	・ 横須賀本部研究施設設備運用支援業務および横須賀本部建築・設備等管理業務について、これまで応札者の事業の安定性を確保することを目的に複数年度契約を導入するなどの取り組みを行い競争性の確保に努めてきたが、いずれも一者応札となっていた。両案件について、求められる技能等が類似する点もあることから「2023-2025 年度横須賀本部 施設設備等管理・運用支援業務」として1本化し入札をおこなったところ、2 者の応札があり競争性の確保に至った。
	<u>④船舶等運航委託業務の改善</u> 機構が所有する船舶等の運航及び調査支援業務について、外部委員の点検・審査による意見踏まえ、契約相手方に対しガバナンスを確保する。	・ 契約相手方に対しガバナンスを確保する観点から、四半期ごとの額の確定調査を行い、直接経費及び間接経費を明らかにし、経費の適切な執行を確保している。
	<u>⑤北極域研究船の建造の調達</u> 北極域での調査・観測を可能とする北極域研究船を新たに建造するにあたり、建造事業者、建造に係る艤装員派遣事業者業務について、契約相手方に対し監督を行うなど、適切な業務履行を行う。	・ 建造事業者とは状況に応じた変更契約を締結、また、建造に係る艤装員派遣事業者業務とは年間契約を締結するなど、適切な業務履行のために契約手続きを行った。
	<u>⑥辞退届の分析</u> 辞退届を集計・分析し、辞退理由や入札説明書の配布が複数者であった案件が結果 1 者応札となった原因を分析する。 【次期契約で見直しの対象とする案件を抽出し、改善を行う】	・ 辞退届データに基づき辞退届理由を集計、また、公表資料データに基づき一社応札が続いている契約案について実績を確認。辞退届の理由はばらつきがあるため、年度を通じて特徴的な傾向を見出すことは難しかった。 <u>個別の記述として特定の実績がないことを理由にしている案件もあり、同様の入札を行う際には直近事例の辞退届の内容を参考にして入札方針を検討することとした。</u>

(3)調達合理化の取り組み	<u>①契約内容・契約形態の見直し</u> 調達規模や契約期間について着目し、契約の分割または統合や複数年化などを行うことにより、契約金額の引き下げや事務の合理化等を行う。 【契約内容や契約形態等を見直す取り組みを行う】	科学支援業務について 機構は、地球深部探査船「ちきゅう」や海洋地球研究船「みらい」をはじめとする保有6隻の研究船を用いて、多岐にわたった調査・研究・開発を行っている。この研究目的に資するデータ・サンプルを取得するための科学支援業務について、契約事務の合理化や受託事業者の安定した事業継続などを目的とし、単年度から複数年化に移行した。
	<u>②共同調達の推進</u> 事務の合理化及び契約金額の低減を図るため、他法人等との共同調達を継続、推進する。	- 高知コア研究所が所在している地域の国立大学法人と、ガソリン、コピー用紙及び液体窒素の共同調達を継続し、規模のメリットを狙うとともに、調達事務の合理化を図った。 - 横須賀本部の近隣にある国立研究開発法人と「複写機用紙及びプリンタ用紙」について共同調達を継続し、隔年ごとに調達手続を交代することによって事務の合理化を図った。 - 近隣の独立行政法人と、対象となる調達物について打合せを行い、共同調達の可能性について引き続き検討を行うこととした。
	<u>③一括調達等の推進</u> 一括調達によるスケールメリットと受注可能な調達単位による競争性確保の観点から、最適な発注単位での調達を行う。また、契約事務の効率化のため、少額で購買頻度の高い物品を対象に、引き続きネット調達の活用を推進する。	平成 30 年度から、事務用品、機器部品及び研究試薬等を要求部署にて直接発注可能となる、ネット調達システム「ソロエルアリーナ」を導入し、運用を継続している。
	<u>④規程類の改定</u> 契約については一般競争入札等を原則としつつも、機構の研究開発業務等の特性を考慮し、随意契約もしくは随意契約事前確認公募を実施することができる事由を明確にするなど、契約等に係る仕組みを見直したことを踏まえ、適切な随契審査を行う。【検討・導入の効果を検証する】	仕様書審査制度の導入 令和 4 年 4 月に「調達におけるリスクマネジメント実施要領」を制定。会計機関制度見直しにより新たに度入された予算執行責任者による調達に係るリスクマネジメントを実施するため、主に物品の製造に係る調達を対象に基本的なリスクマネジメントの考え方やその実施方法について実施要領を策定の上、経理部による概算見込額 1,000 万円を超える物品の製造案件に係るリスクチェック手続を導入している。

○調達に関するガバナンスの徹底

	実施内容(括弧は評価指標)	取り組み内容（下線は評価指標に対応する取り組み）
(1)随意契約に関する内部統制の確立	新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達部門内に設置された契約審査チームにより、会計規程における「随意契約を締結することができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否について、チェックリストを用いた事前審査を全件について実施している。（少額案件、競争性のある契約に区分される案件は除く。） また、契約金額 3,000 万円を超える随意契約については、契約審査委員会が、会計規程との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否の観点等から、随意契約の適用の適否や随意契約の相手方の適否について審査する体制となっている。 【規程等に基づき、適正な運用を行う】	<u>左記取組に加えて、随契限度額以上の随意契約による全ての案件について、契約の事後に契約監視委員長の点検を実施。</u>
(2)研究開発法人における契約の在り方についての検討	研究開発法人として相応しい調達の在り方に向け、組織として認識すべきリスクへの対応の在り方や調達契約プロセスごとの在り方を見直したことを踏まえ、実施状況や効果をモニタリングさらには改善に取組み、内部統制の強化を継続する。	- 仕様書審査制度の導入導。（再掲） 令和 4 年 4 月に「調達におけるリスクマネジメント実施要領」を制定。会計機関制度見直しにより新たに度入された予算執行責任者による調達に係るリスクマネジメントを実施するため、主に物品の製造に係る調達を対象に基本的なリスクマネジメントの考え方やその実施方法について実施要領を策定の上、経理部による概算見込額 1,000 万円を超える物品の製造案件に係るリスクチェック手続を導入している。 - 監督・検査への立ち会い 経理部による契約額 1,000 万円を超える物品の製造案件に係る監督員・検査員への立ち会いをする

		ことにより、監督・検査業務の適正な執行について確認を行った。
(3)不祥事の発生 の未然防止の ための取組	① 契約の完全な履行を確保するため、請負契約等における監督及び納入時の検査・検収のルール等の運用状況を点検し、必要な見直しを行う。 ② 調達及び検収等に係る業務マニュアルについて必要に応じて随時見直しや更新を行うとともに、調達手続きに係わる職員を対象とした研修、説明会等を行う。 ③ 外部の競争的資金に関わる職員向けに研究費不正使用防止に係る取り組みを継続する。 【マニュアル通りに運用する。職員の研修等により不祥事発生の未然防止の取り組みを行う。】	- 開発部門との意見交換会の実施 技術開発グループを対象に会計ルールが現場において適正に理解され機能しているかなどについてヒアリングを実施した。 - 外部研修の活用 調達担当が外部開催の民法基礎講座を受講し、民法の基本用語から重要論点まで、基礎学習の機会を設けた。 - 研究費不正使用防止に係る取り組み 文部科学省ガイドラインの履行状況調査を踏まえ、ハンドブックを改正。また、研究不正の倫理教育を実施した。

2. 令和4年度調達等合理化計画における自己評価

「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組について推進し、業務の合理化・効率化を着実に実行した。